

インボイス制度導入前後の実務対応

1. 適格請求書等の保存が不要な取引

現行の3万円未満の取引について帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる制度は廃止されるが、次の取引については適格請求書等の保存を要せず一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる（新消令49①）。

- ① 公共交通機関の運賃で税込3万円未満のもの
- ② 適格簡易請求書である入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③ 古物営業・質屋・宅地建物取引業・再生資源業等を営む者の適格請求書発行事業者以外の者からの棚卸資産の仕入れ
- ④ 自動販売機等での仕入れで税込3万円未満のもの
- ⑤ 郵便切手類を対価とする郵便サービスで郵便ポストに差し出されたもの
- ⑥ 従業員に支給する出張旅費・通勤手当等

※帳簿の保存のみで仕入税額控除をするケースについては、以下の事項を追加で記載する必要がある。

○帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる理由

「3万円未満の鉄道料金」「入場券等」など

○仕入れの相手方の住所又は所在地（②、④及び③のうち一定のものに限る）（インボイス通達4-7）

古物営業法、質屋営業法、宅地建物取引業法において、業務に係る帳簿等取引先の氏名又は住所等を記載することとされているものは、その記載が要件となる。また、再生資源業については、事業者からの買取りは、その事業者の住所等の記載が要件となる。

インボイス制度導入前後の実務対応

※自動販売機等

「商品の販売又は役務の提供」と「代金の授受」の両方が自動で行われる機械装置であって、その機械のみによって商品の販売又は役務の提供が完結するものをいう(インボイス通達3-11)。したがって、飲料の自動販売機、コインロッカー、コインランドリー、ATMによる振込サービスなどが該当する。

コインパーキングや自動券売機のように代金の受領と発券は機械装置で行われるものの、資産の譲渡等は別途行なわれるもの、ネットバンキングのように機械装置で資産の譲渡等が行われないものは対象とならない(インボイスQ&A問40)。

※古物営業・質屋・宅地建物取引業・再生資源業

棚卸資産以外の仕入れは適格請求書等の保存が必要である。

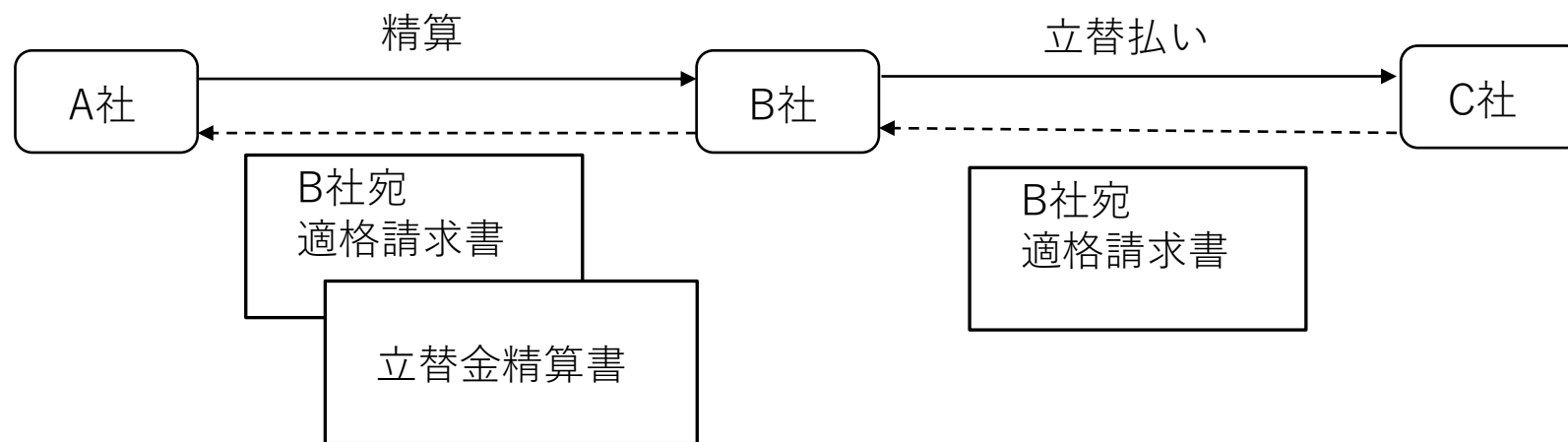
例えば、不動産業者が一般消費者から販売用不動産を買取る場合には、適格請求書等を受領できなくても仕入税額控除ができるが、一般消費者から賃貸用不動産を買取る場合には棚卸資産の仕入れではないため仕入税額控除はできない。

また、棚卸資産の仕入れであっても適格請求書発行事業者からの仕入れである場合には適格請求書等の保存が必要となる。

インボイス制度導入前後の実務対応

2. 立替払い

他の者が立替払いをした課税仕入れについて仕入税額控除をする場合、他の者宛に交付された適格請求書をそのまま受領するだけでは仕入税額控除が認められない。他の者から、それが自社の課税仕入れであることが明らかにされている立替金精算書等の交付を受ける必要がある（インボイス通達4-2、インボイスQ&A問84）。



この場合、A社が仕入税額控除を受けるためにはC社は適格請求書発行事業者であることが前提となるが、B社（立替払いをした者）が適格請求書発行事業者であるかどうかは問わない。

インボイス制度導入前後の実務対応

※B社が複数の事業者の立替払いをまとめて行なっている場合

⇒B社に交付された適格請求書のコピーと立替金精算書(その課税仕入れがA社ほか各社のものであることを明らかにしたもの)の保存により仕入税額控除が認められる。

※複数の事業者の立替払いについてコピーが大量になるなど事務的にコピーを交付することが困難な場合

⇒立替金精算書の保存のみでもA社は仕入税額控除が認められる。その課税仕入れが適格請求書発行事業者からのものであることを明らかにし、A社において仕入税額控除を受けるために必要な事項(税率ごと対価の額、消費税額等)を立替金精算書に記載する必要がある。

複数の事業者の立替払いを負担割合に応じて按分すると、立替金精算書に記載する消費税額の合計額と計算の基となった適格請求書の消費税額が一致しないことが生じるが合理的に按分されていれば差し支えないこととされている(インボイスQ&A問84)。

※立替払いが3万円未満の公共交通機関の運賃であるなど適格請求書等の保存が不要な取引である場合

⇒適格請求書も立替金精算書も不要であり、A社は一定の事項の記載がある帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる。

※従業員の経費精算等

○宛名が従業員の氏名となっている適格請求書について経費精算する場合

⇒会社が仕入税額控除をするためにはそれが会社の課税仕入れであることを明らかにする立替金精算書の保存が必要

○適格簡易請求書について経費精算する場合

⇒適格簡易請求書は宛名が不要であるため立替金精算書は不要

○3万円未満の公共交通機関運賃等を経費精算する場合

⇒一定の事項の記載がある帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる。

○出張旅費、通勤手当の支給

⇒一定の事項の記載がある帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる。

インボイス制度導入前後の実務対応

3. 振込手数料

適格請求書等保存方式では公共交通機関の運賃などを除き、3万円未満の取引であっても適格請求書等の保存が必要とされる。

数百円の振込手数料であっても適格請求書等の保存が必要である。ただし、A T Mで振込んだ場合の振込手数料は「自動販売機での仕入れで税込3万円未満のもの」に該当するため適格請求書等の保存は不要である(インボイスQ&A問40)。

買い手側が振込手数料相当額を差し引いて振り込むため売手側の負担となる場合には、以下の処理が考えられる。

(1) 売上げに係る対価の返還等として処理

売り手が振込手数料相当額の値引きを行ったものとして処理する。
この場合、売り手が買い手に対して「適格返還請求書」を交付する必要がある。

売り手の処理				買い手の処理					
普通預金	9,670	／	売掛金	10,000	買掛金	10,000	／	普通預金	9,670
売上値引	330	／					／	仕入値引	330
					支払手数料	330	／	普通預金	330

インボイス制度導入前後の実務対応

適格請求書発行事業者は課税事業者に売上返還等（返品、値引き、割戻し、売上割引、販売奨励金など）を行なう場合には「適格返還請求書」を交付する義務がある(新消法57の4③)。

※適格返還請求書は交付義務があるが、交付の有無は売上げに係る対価の返還等の税額控除の適用の有無には関係しない。

適格返還請求書の記載事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②売上返還等を行なう年月日及び基となった取引年月日
- ③売上返還等の内容(軽減税率対象品目である場合には、その旨)
- ④税率ごとに合計した売上返還等の金額(税込又は税抜価額)
- ⑤売上返還等に係る消費税額又は適用税率

(2) 買い手が立替払いをしたものとする場合

買い手が、売り手が負担すべき振込手数料を立替払いしたものとする。

この場合、買い手から売り手に対して振込手数料の適格簡易請求書を交付し、売り手において保存する必要がある(売り手がATMで振込んだことを確認できた場合には一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる)。

売り手の処理				買い手の処理					
普通預金	9,670	／	売掛金	10,000	買掛金	10,000	／	普通預金	9,670
支払手数料	330	／					／	立替金	330
					立替金	330	／	普通預金	330

インボイス制度導入前後の実務対応

4. 事務所家賃等

事務所家賃等の支払いは、家賃の支払いの都度、領収書等が交付されないケースがある。この場合にも、仕入税額控除をするためには適格請求書の保存が必要があるが、適格請求書については、一の書類に全ての記載事項が書いてある必要はなく、複数の書類で記載事項要件を満たせばよいこととされている（インボイス通達3-1）。

したがって、賃貸借契約書に「適格請求書発行事業者の名称等及び登録番号」「取引内容」「取引金額及び適用税率」「消費税額」「受領者の名称等」が記載されており、残りの記載事項である「取引年月日」は引落口座の通帳の振替日で確認できれば、その賃貸借契約書と通帳の保存をもって仕入税額控除を受けることができることとされている。

現状の賃貸借契約書でも一般的に「登録番号」や「適用税率」以外は記載されているケースが多い。令和5年10月1日以後も引き続き賃貸する場合には同日前に「登録番号」などの不足する事項のみを別途の書面で通知し、契約書とともにその通知を保存することで要件を満たすこととなる（インボイスQ&A問85）。

インボイス制度導入前後の実務対応

5. 委託販売

委託商品の譲渡（課税資産の譲渡等）をするのは受託者ではなく委託者であるため、商品の購入者は適格請求書発行事業者である委託者が発行する適格請求書の交付を受けなければ仕入税額控除ができない。また、適格請求書発行事業者である委託者には購入者（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務が課される。

しかし、一般的に委託者が委託商品の購入者に適格請求書を交付することは困難であるため、受託者が購入者に適格請求書の交付をできるようにする以下の2つの方法が認められている。

(1) 代理交付

受託者が、委託者の登録番号等を記載した適格請求書を交付することができる。ここで交付される適格請求書は、委託者の適格請求書そのものであり、委託者においてその写しを保存する必要がある。

(2) 媒介者交付特例

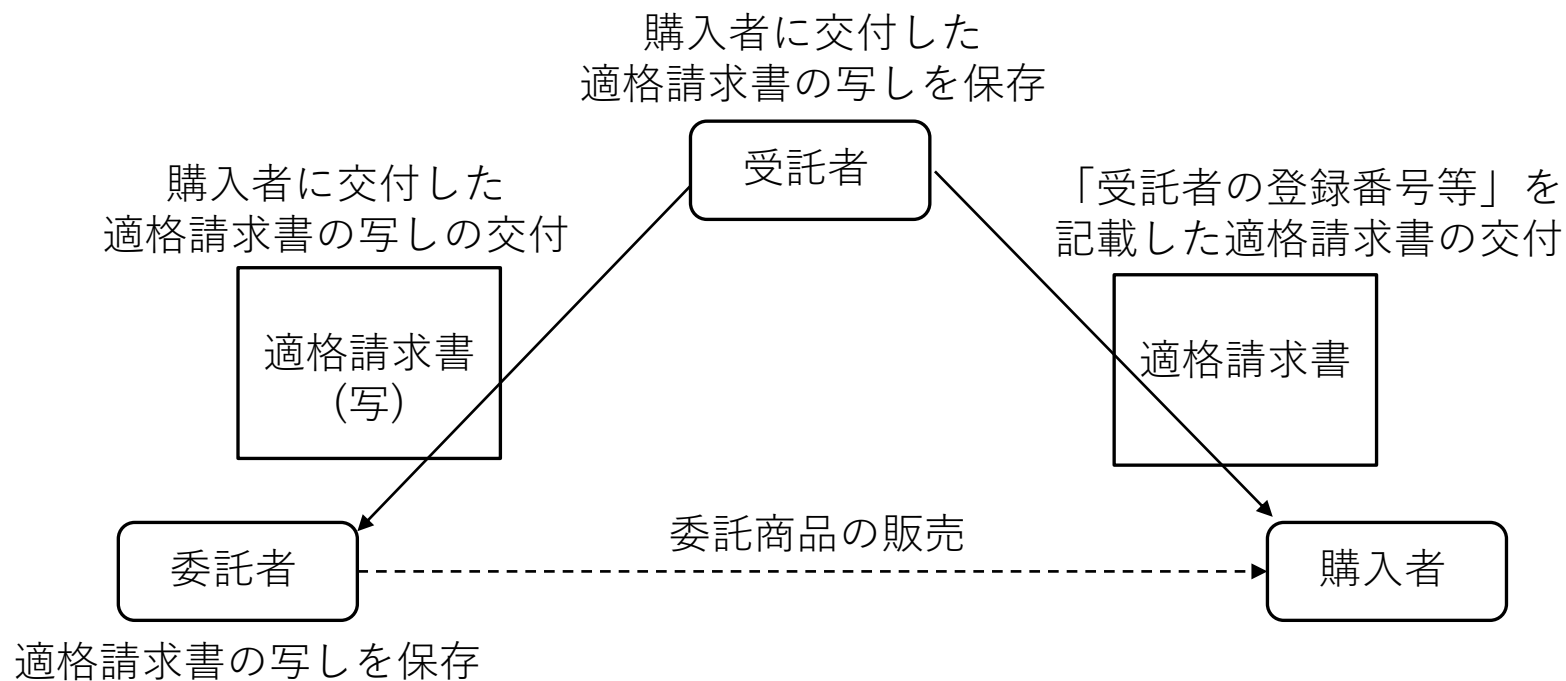
受託者が、受託者自身の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付することができる特例である。媒介者交付特例を適用するためには以下の要件を満たす必要がある。

- ① 委託者と受託者がいずれも適格請求書発行事業者であること
- ② 委託商品の譲渡時まで、受託者が委託者から、その委託者が適格請求書発行事業者である旨の通知を受けていること（個々の取引の都度事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、基本契約書などに登録番号を記載する方法でもよい(インボイス通達3-7)）。

インボイス制度導入前後の実務対応

媒介者交付特例の場合、受託者は購入者に交付した適格請求書を保存するとともに、速やかに委託者にその適格請求書の写しを交付しなければならない。

委託者においては、自身の課税資産の譲渡等に係る適格請求書であるため、通常の適格請求書と同様に受託者から交付された適格請求書の写しを保存しなければならない。



※媒介者交付特例は、請求書の発行事務や集金事務といった商品販売等に付随する行為のみを委託している場合も対象とすることができる(インボイスQ&A問41)

インボイス制度導入前後の実務対応

(3) 複数の委託者の商品を一括して譲渡する場合（インボイスQ&A問42）

① 代理交付の場合

受託者が複数の委託者の委託商品を一括して譲渡した場合には1枚の請求書等にまとめて記載することもできるが、その場合にはすべての委託者の登録番号等を記載するとともに、委託者ごとに区分して、課税資産の譲渡等の内容や対価の額、税率ごとの消費税額(委託者ごとに端数処理したもの)等を記載する必要がある。

② 媒介者交付特例の場合

媒介者交付特例の適用を受ける受託者が、複数の委託者の商品を一括して譲渡した場合には、1枚の適格請求書により交付できるとされている。この場合、適格請求書に記載する課税資産の譲渡等の対価の額は委託者ごとに記載し、消費税額の端数処理についても委託者ごとに行なうことが原則となるが、適格請求書単位で一括して記載し、その合計額をもとに消費税額を計算して端数処理を行なうことも認められている。

複数の委託者の分を一括して記載した場合は、写しをそのまま委託者へ交付するのではなく、その適格請求書に記載された事項のうち各委託者に係る事項のみを記載した精算書等(購入者に交付した適格請求書等との関連が明確である必要がある。)の書類を交付することで差し支えないこととされている(インボイス通達3-8)。

複数の委託者の取引を一括して記載した場合、その適格請求書に記載した消費税額と委託者に交付する精算書等に記載した消費税額の合計額が一致しないことが生じるが、合理的に計算されている場合には差し支えないこととされている。

インボイス制度導入前後の実務対応

【代理交付により複数の委託者の取引を記載して交付する場合の記載例】

各委託者（被代理人）の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

□□株式会社御中

請求書

XX年11月分

取引先名	日付	品名	金額
××株式会社 登録番号…	11/1	紅茶 ※	5,400円
	11/2	クッキー ※	3,240円
	11/9	食器	6,600円
	⋮	⋮	⋮
	10%対象	11,000円（消費税 1,000円）	
株式会社〇〇 登録番号…	11/12	割り箸	1,100円
	11/14	ごみ袋	550円
	11/20	牛肉 ※	6,480円
	⋮	⋮	⋮
	10%対象	12,000円（消費税 1,091円）	
	8%対象	17,000円（消費税 1,259円）	
合計（税込）		55,000円	

※印は軽減税率対象品目

△△商事株式会社

各委託者（被代理人）の課税資産の譲渡等の内容について区分して記載する必要があります。

消費税額等の端数処理は、各委託者（被代理人）の取引を区分して、税率ごとに行います。

【媒介者交付特例により各委託者の取引について1枚の適格請求書を交付する場合の記載例】

各委託者の課税資産の譲渡等の内容について一括して記載することも認められます。

□□株式会社御中

請求書

XX年11月分

日付	品名	金額
11/1	紅茶 ※	5,400円
11/2	クッキー ※	3,240円
11/9	食器	6,600円
⋮	⋮	⋮
合計		55,000円
10%対象	32,000円（消費税 2,909円）	
8%対象	23,000円（消費税 1,704円）	

※印は軽減税率対象品目

△△商事株式会社
登録番号 T1234567890123

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載して交付できます。
※各委託者の氏名又は名称及び登録番号の記載は不要です。

消費税額等の端数処理は、各委託者の取引を一括して、税率ごとに行うことも認められます。

（出典 インボイスQ&A問42）

インボイス制度導入前後の実務対応

6. 電子インボイス

適格請求書発行事業者は、課税事業者から求められた場合には適格請求書等を交付する義務があるが、書面での交付に代えて、電磁的記録による提供ができることとされている。

電磁的記録の提供方法としては、以下の方法が考えられる（インボイス通達3-2）。

- ①光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
- ②E D I取引を通じた提供
- ③電子メールによる提供
- ④インターネット上のサイトを通じた提供

適格請求書等を電磁的記録により提供した場合の保存方法については、電子データのまま保存する方法のほか、紙に印刷して保存する方法が認められている（新消規26の8②）。

電子データのまま保存する場合には、電帳法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）に定める保存方法に準じた措置を講ずる必要があることとされており、次頁の要件を満たす必要がある（新消規26の8①、インボイスQ&A問71）。

また、適格請求書を電磁的記録により提供を受けた場合の仕入側の保存方法についても、電子データのまま保存する方法のほか、紙に印刷して保存する方法が認められている（新消規15の5②）。

電子データのまま保存する場合には、上記と同様に次頁の電帳法に定める保存方法に準じた措置を講ずる必要がある（新消規15の5①、インボイスQ&A問91）。

インボイス制度導入前後の実務対応

- ① 次のイ～ニのいずれかの措置を行うこと
 - イ タイムスタンプを付してから電磁的記録を提供すること
 - ロ 次のいずれかの方法によりタイムスタンプを付すとともに電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと
 - ・提供後速やかにタイムスタンプを付すこと
 - ・業務の処理に係る通常の期間を経過した後速やかにタイムスタンプを付すこと
(提供からタイムスタンプを付すまでの事務処理規程を定めている場合に限る)
 - ハ 訂正削除ができないシステム又は訂正削除をした場合にその事実及び内容が確認できるシステムを使用して保存すること
 - ニ 正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行い、電磁的記録の保存に併せてその規程の備付けを行うこと
 - ② 電磁的記録の保存に併せてシステム概要書の備付けを行うこと
 - ③ 保存する場所に電子計算機、ディスプレイ、プリンタ等及びその操作説明書を備付け、ディスプレイ画面及び書面に、整然・明瞭に出力できるようにすること
 - ④ 次のイ～ハの要件を満たす検索機能を確保すること
 - イ 取引年月日等の日付、取引金額及び取引先（以下「記録項目」）を検索条件として設定できること
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件設定できること
 - ハ 2以上の記録項目を組み合わせ条件設定できること
- ※税務調査等において電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には上記イのみを満たせばよい。
- ※基準期間(前々年又は前々事業年度)における売上高が1,000万円以下の事業者が税務調査等において電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には検索機能はすべて不要。

インボイス制度導入前後の実務対応

※スキャナ保存制度等との関係

上記の電子インボイスの規定は以下の例示のようにデータで交付する場合を対象としている。

- ・ソフトウェア等で作成した適格請求書のデータをメール添付して交付する場合
- ・ソフトウェアで作成した適格請求書を印刷して押印したものをスキャンしたデータをメール添付して交付する場合
- ・手書きの適格請求書をスキャンしたデータをメール添付して交付する場合

上記はいずれも電帳法の「電子取引」に該当するものであり、電子データのまま保存する場合には、電帳法の「電子取引」の保存要件と同じ要件を満たす必要がある。

紙で交付する適格請求書は、紙のまま保存することが原則となるが、電帳法の要件をクリアすれば電帳法に定める「スキャナ保存」や「自己が一貫して電子計算機を使用して作成した帳簿書類のデータ保存」によることもできる。

※電子データと書面で合わせて適格請求書等とする場合

適格請求書の記載事項は、一の書類で全ての記載事項を満たす必要はなく、複数の書類を組み合わせることで全体で記載事項を満たすことも認められており、電子データと書面の組み合わせも認められる。

したがって、例えば、日々の納品書は電子データで交付し、不足する記載事項を月まとめの紙の請求書に記載して交付することもできる。

インボイス制度導入前後の実務対応

7. 受け取った適格請求書に誤りがある場合

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書等に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する義務がある(新消法57の4④)。

交付を受けた適格請求書に誤りがある場合には、そのままでは仕入税額控除ができないことから、原則として適格請求書発行事業者に連絡して修正したものの再交付を受けることとなるが、購入者側で正しい記載事項の仕入明細書を作成して売り手の適格請求書発行事業者の確認を受けることにより仕入税額控除をすることもできる(インボイスQ&A問82)。

※仕入明細書等

現行の区分記載請求書等保存方式において、仕入側が作成した仕入明細書等で売り手の確認を受けたものについては仕入税額控除の要件である区分記載請求書等に含まれることとされており適格請求書等保存方式導入後もこの制度が維持される。

仕入明細書等の記載事項
①書類の作成者の氏名又は名称 ②課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 ③課税仕入れを行った年月日 ④課税仕入れに係る資産又は役務の内容(軽減税率対象品目である場合には、その旨) ⑤税率ごとに合計した支払対価の額(税込又は税抜価額)及び適用税率 ⑥税率ごとに区分した消費税額等

※正しい記載事項の適格請求書をもらえない場合、その請求書が現行の区分記載請求書の記載事項を満たしており、帳簿に「80%控除」等の記載があれば仕入税額控除の経過措置の適用を受けることができる。